

嶺北消防組合職員の懲戒処分の公表基準

平成29年3月30日
訓令第 5 号

1 目的

嶺北消防組合職員の非違行為に対する懲戒処分について、人事院の公表指針を基本に、原則として次に定めるとおり公表することとし、もって職員の服務規律の徹底を促し、再発防止を図ることを目的とする。

2 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

3 公表の内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

ただし、警察等で被処分者の氏名等が公にされている場合又は社会的影響が極めて大きいと判断される場合は、所属・氏名を公表するものとする。

4 公表の例外

被害者等が公表を望まない場合又は公表により被害者等が特定され、プライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

5 公表の時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとする。

6 公表の方法

報道機関等への資料の提供、その他適宜の方法によるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。